

# 豊橋市視聴覚教育センター全天周映像募集要綱

映像を投映する際には、事前にこの募集要綱の内容について了承を得たものとする

## 第1条（目的）

この要綱は、豊橋市視聴覚教育センタープラネタリウムで募集・投映する全天周映像について必要な事項を定め、広く市民と交流市民に対し、豊橋市視聴覚教育センタープラネタリウムに対する親しみを増進し、全天周映像を用いた参加型の視聴覚教育の推進を図ることを目的とする。

## 第2条（全天周映像の定義）

この要綱において、全天周映像とは以下の映像とする。

プラネタリウムの水平方向 360 度・上下方向 180 度の全天周の画角を覆う等距離射影映像（ドームマスター形式）並びに、各種魚眼射影フォーマットや超広角フォーマットを用いた全天の視野を覆う映像（動画や静止画、リアルタイム生成映像）及び、プラネタリウムドームでの投映を念頭にした通常の動画や静止画のフォーマットを用いた映像とし、それぞれに対応する音声や制御データも必要に応じて含むものとする。

## 第3条（投映会の実施）

第1条の目的を達成するため、全天周映像を広く募集し、その投映会を行うものとする。投映会は無料で公開し、投映に関しての手数料は徴収せず、報酬も支払わないものとする。実施日については、豊橋市視聴覚教育センターの業務に支障の無い範囲で設定する。

## 第4条（著作権の処理）

映像に他人の著作物（映像、写真、音楽等）を使用している場合は、申請者若しくは映像の著作権側で、著作物使用の許可を事前に取得するものとする。

## 第5条（全天周映像の募集方法）

投映希望者は、以下に定める方法により投映の申請を行うものとする。

- 1 投映に先立ち 10日前までに所定の様式（様式1）により投映の申請を行い、投映を希望する映像の受け渡しを行う。
- 2 申請者は、映像のデータファイルを豊橋市視聴覚教育センターに提出するものとする。データファイルは最新のウイルス検査済みであることとする。またデータファイル自体の返却はしないため、必ずバックアップを取った後に提出するものとする。
- 3 データファイル受け渡しの後、記録媒体については廃棄あるいは申請者の実費負担で返却し、データについては投映しなくなった場合、すみやかに消去するものとする。
- 4 申請内容に変更が生じたときも同様とする。

## 第6条（責任の所在）

全天周映像の応募がもとで著作権・プライバシー侵害等の問題が生じた場合、申請者（投映希望者）若しくは著作者が全ての責任を負うものとし、豊橋市視聴覚教育センターは一切の責任を負わないものとする。

## 第7条（投映の決定）

豊橋市視聴覚教育センターは、申請内容と投映希望映像を審査し、必要に応じて申請者に質問・アドバイスを行い投映の可否を決定するものとする。投映決定の場合は投映実施日を、投映不可の場合は判断理由を添えて結果を申請者に伝えるものとする。なお、この審査は当施設での投映の妥当性を判断するものであり、内容の良否を審査するものではない。

投映できない場合の基準：

- (1) 個人・団体として独占的に使用する場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 広告宣伝に利用しようとする場合
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (5) 豊橋市及び豊橋市視聴覚教育センターのイメージを損なうおそれのある場合
- (6) 投映が技術的に困難である場合
- (7) 観覧者の心身に害を及ぼすおそれのある場合
- (8) 他人の著作権上の権利を侵害している場合
- (9) 申請用紙に不実の記載があった場合
- (10) その他、豊橋市視聴覚教育センター所長が不適と判断した場合

## 第8条（投映のための処理）

映像データについては、スムーズな投映と投映状態での色調や解像感の確保のため、豊橋市視聴覚教育センター側で投映装置用記録媒体に複製し、必要に応じて、投映に適した形式に変換、あるいは調整することができるものとする。

## 第9条（投映会以降の映像の扱いについて）

投映後の映像については、著作者の希望または合意がある場合は、投映会以降も継続投映ができるものとする。継続投映の解除は、申請者若しくは著作者の申し出により随時可能とする。継続投映しない場合は、提出されたデータおよび投映のために複製・変換したデータは、すみやかに消去するものとする。

## 第10条（投映の中止等）

投映前又は投映中において、観覧者等からの申し出があった場合、特段の理由が無い限り、豊橋市視聴覚教育センターは、その作品の投映を中止するものとする。また、投映決定後に投映できない要件が発覚した場合は、投映の決定を取り消し、速やかに投映希望者に連絡するものとする。

## 第11条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、豊橋市視聴覚教育センターが別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

